第 2772 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 4月 28日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 有価証券のクロス取引

Q：当社は、３月末に有価証券のいわゆるクロス取引を行いました。この譲渡損益は、約定日の属する事業年度に計上すればいいですか？

A：クロス取引は、その売却がなかったものとして取扱われますので、譲渡損益の計上は行いません。

【解説】

いわゆるクロス取引は、「譲渡人が譲渡した金融資産をその金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと」という金融資産の消滅の認識要件を満たしていないことから、売却した有価証券のうち、買戻し又は再購入をした部分は、売却がなかったものとして取扱われることとされています。

また、同時に契約していない場合であっても、これらの契約があらかじめ予定されたものであって、かつ、売却価額と購入価額が同じとなるような売買価額が設定されているものや、これらの価額が売却の決済日と購入の決済日との間にある金利分を調整した価額になっているようなものについては、同時に契約されたものとしてこの取扱いがされることとなっています。

なお、この適用の対象となる取引きに伴って支出した委託手数料その他の費用は、その有価証券の取得価額に含めなくてよいこととされています。